

大阪府監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月15日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	中野	雅司

1 委員意見に対する措置

（運転免許試験場における行政財産使用許可等について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（交通部運転免許課、総務部施設課）
監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで
監査の結果	措置の状況
<p>運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期間において平成25年4月から公募することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討されたい。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討されたい。</p> <p>さらに、来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うこととされたい。</p> <p>証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行</p>	<p>大阪府警察本部において、食堂及び食堂と一体的に運営されている自動販売機については、平成25年4月から公募を行いますが、交通安全協会から目的外使用廃止届の提出があった13台の自動販売機にあつては、平成23年1月に設置場所を選定の上、公募を実施し、不均衡を是正しました。</p> <p>証紙販売及び技能試験車両について、府（府警）が直接執行した場合のコスト等を検討した結果、現行どおり、府が直接執行しない方が経済的かつ効率的であると判断しました。</p>

する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討されたい。